

令和7年度香川県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になる方が、当該事業所において利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画等を作成するために必要な知識及び技術を修得することを目的とします。

2 実施主体

香川県（研修実施事業者として一般社団法人香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会に委託）

3 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される方で、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了しており、知事が適当と認めた方とします。

※小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了が義務付けられていますので、ご注意ください。

4 研修カリキュラム

別紙のとおり

5 研修日程等

令和8年2月5日（木）～6日（金）

講師 一般社団法人 長野県認知症介護指導者会

代表理事 宮島 渡 氏

定員 20名

6 研修場所

ケアハウスまどか5階 善通寺市原田町1496番地1 TEL：0877-63-8000

※感染症拡大状況等により、Web会議システム（Zoom）を活用したオンライン研修に切り替わる場合があります。

7 研修受講料

無 料

8 受講手続

受講希望者は、法人・事業所の代表者を通じて別添申込書に必要な事項を記入のうえ、認知症介護実践者研修の修了証書のコピーを添付し、当該事業所が所在する市町介護保険担当課に提出してください。

・事業所から市町への申込期限 令和7年12月17日（水）（必着）

・市町から県への申込期限 令和7年12月24日（水）（必着）

9 受講決定

- ・申し込み状況によっては、受講人数及び受講日程を調整する場合があります。
- ・受講の可否、研修日程等は、後日文書で法人・事業所の代表者あてに通知します。
- ・受講決定後の受講者の変更は原則としてできません。やむを得ず変更する場合は、法人・事業所の代表者を通じて「変更届」（様式任意）を提出していただきます。

10 修了証書

- ・研修終了後、課題レポートを提出していただきます。
- ・本研修の全課程を修了された方には、修了証書を交付します。

11 その他

- ・全課程に参加できる方を推薦してください。
- ・やむを得ず研修を辞退する場合は、法人・事業所の代表者を通じて「辞退届」（様式任意）を提出していただきます。
- ・原則として、研修当日の遅刻・早退・欠席は認められません。
- ・受講申込書に記載された事項につきましては、本研修実施に関する業務以外には使用しません。

別紙

令和7年度香川県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム

日	時	科目	講師
2/5 (木)	9:30	受付	一般社団法人 長野県認知症介護指導者会 代表理事 宮島 渡 氏
	10:00 10:10	オリエンテーション	
	10:15 11:15	(講義 60分) 総論・小規模多機能ケアの視点	
	11:25 12:25	(講義 60分) ケアマネジメント論	
	13:25 14:25	(講義 60分) 地域生活支援	
	14:35 15:35	(講義 60分) チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	
	15:35 16:30	振り返り	
2/6 (金)	10:00 12:00	(講義・演習 120分) 居宅介護支援計画作成の実際	
	13:00 14:30	(講義・演習 90分) 居宅介護支援計画作成の実際	
	14:40 16:10	(講義・演習 90分) 居宅介護支援計画作成の実際	
	16:10 16:25	事務連絡	

※研修終了後に、課題レポートを提出していただきます。

